

市営住宅返還時に入居者に負担させる住宅修繕費に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例施行規則(以下、規則)第27条の2に定める畳の表替え及びふすまの張り替えに要する費用(以下、修繕費)について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 退去時の原状回復に関し、畳の表替え及びふすまの張り替え以外の修繕のうち、市長が必要と認めたものについては、原則として入居者に原状回復を求めるものとする。

(修繕費の査定)

- 第2条 市長は、入居者が住宅を返還した場合、住宅修繕担当課が定める別表に基づき修繕費を査定する。

(修繕費の徴収)

- 第3条 市長は、前条により査定した修繕費について、入居者の敷金から徴収し、これを敷金精算書により通知する。ただし、下記に該当する場合は原則として修繕費は徴収しない。
- (1) 入居後6月未満で住宅を返還する場合(規則第27条の2に基づく)
 - (2) 返還住宅が特定公共賃貸住宅の場合(規則第27条の2に基づく)
 - (3) 返還住宅が老朽化等により公募停止となっている場合
- 2 修繕費の徴収は敷金の範囲内とする。

附則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から実施する。

別表

項目		金額 (税込)
襖張替	間仕切 (新鳥の子×新鳥の子) 間中	¥2,827
	間仕切 (新鳥の子×新鳥の子) 幅広	¥5,184
	間仕切 (新鳥の子×新鳥の子) 片開	¥2,985
	間仕切 (新鳥の子×ビニール) 間中	¥3,927
	間仕切 (ビニール×ビニール) 間中	¥3,927
	押入 (新鳥の子×裏紙) 間中	¥2,592
	押入 (新鳥の子×裏紙) 幅広	¥4,713
	押入 (新鳥の子×裏紙) 片開	¥2,749
	押入 (新鳥の子×裏紙) 吊押	¥2,356
	押入 (新鳥の子×裏紙) 吊開	¥2,749
	天袋 (新鳥の子×裏紙) 間中	¥1,413
	天袋 (新鳥の子×裏紙) 幅広	¥2,827
	天袋 (新鳥の子×裏紙) 片開	¥1,571
	天袋 (ビニール×裏紙) 間中	¥2,120
	戸襖 (新鳥の子・片面) 間中	¥2,356
	戸襖 (新鳥の子・片面) 片開	¥2,592
	戸襖 (ビニール・片面) 間中	¥3,534
	戸襖 (ビニール・片面) 天袋	¥2,120
畳取替・表替	1帖物取替	¥10,087
	1帖物表替	¥5,471
	半帖物取替	¥6,946
	半帖物表替	¥3,806

以上